

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

海岸保全施設長寿命化計画策定業務 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は海岸保全施設について、「海岸保全施設維持管理マニュアル（平成30年5月）」（以下、「マニュアル」）を参考に、資料等の整理収集、初回巡視、一次点検、二次点検、設備点検及び健全度評価を実施し、それに基づき、点検計画の立案、修繕計画の立案を行ってとりまとめ、長寿命化計画の策定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画業務

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成する。

(2) 点検業務

一次点検の結果、変状が確認され、その規模や変状の進展の経過を把握することが必要と判断された場合（「予防保全段階」、「要監視段階」と評価され、変状の進展の経過を把握することが必要な箇所なども含む）に、二次点検を実施するものとする。

二次点検では、変状対象の程度が目視では評価できない等の場合に、必要に応じ、次の項目について「スパン」ごとに計測による点検を行い、変状現象の程度を評価するとともに、定量的に記録する。

なお、一次点検の結果により協議のうえで、発注者より対象施設の調査数量等の変更を指示する場合がある。

a. 簡易計測

「マニュアル」を参考に、二次点検で「必ず実施する項目」を基本とし、一次点検で実施した点検項目について、陸上等から変状の確認を行うとともに簡易な計測機器等を用いた計測を実施し、記録を整理する。調査方法及び調査票のとりまとめは、「マニュアル」に準拠するものとする。

なお、変状の把握及び可能な範囲での施設補修状況の確認・記録のほか、各施設における陸閘等の開口部について、所在位置及び状況写真を位置図に整理する。

(調査箇所)

対象施設における変状現象のある「スパン」とする。

b. 高さと施設延長の測定

天端の沈下等の変状確認、把握のために、天端高の計測は測量機器等を用いて、1スパン当たり両端および中央の3地点の計測を行うものとする。なお、併せて、施設延長計測も行うものとする。

c. 横断(深浅)測量

標準断面形状が不明な箇所において、横断(深浅)測量を実施する。

(3) 点検評価業務

ア. 健全度評価の実施

(ア) 土木構造物の評価

変状ランクは、土木構造物を対象にスパン・構造物毎に、対象施設の劣化や被災による変状が部位・部材の性能に及ぼす影響について、a, b, c, d ランクで評価する。

健全度評価は、土木構造物を対象に一定区間毎に、変状及び変状ランクの判定結果を踏まえ、対象施設の防護機能について、A、B、C、D ランクで総合的に評価する。

構造の詳細が不明であるなど「性能が確認できない施設」については、「異常なし」(D ランク)とせず、「要監視段階」(C ランク)とする。

水門・陸閘等の土木構造物部分の健全度評価にあたっては、「マニュアル」を参考に、堰柱、翼壁、胸壁、カーテンウォール、門柱、底版等の変状を中心に評価する。また、周辺堤防と異なる基礎構造を持つ水門・陸閘等については重量や剛性等が異なるため周辺堤防との間で不等沈下を生じ、このことが周辺堤防の空洞化や地盤のゆるみを発生させることに留意する。さらに、一般に水門・陸閘等は鉄筋コンクリート構造物であり鉄筋腐食に起因する耐力低下防止の観点から腐食状況やコンクリートの剥離・損傷などについても評価対象とする。

・変状ランクに「a」があった場合

防護機能に影響を及ぼすような変状（天端高の沈下、空洞化が生じるようなひび割れ等）があれば、空洞が生じていないかどうかの確認を必要により行う。

防護機能に影響を及ぼすような変状が生じていた「一定区間」については、健全度評価をA（措置段階：天端高の不足又は空洞が生じている場合）又はB（予防保全段階：天端高は満足しており空洞も生じていない場合）とする。

・変状ランクに「b」があった場合

一つでも「b」がある「スパン」を数え、その割合が「一定区間」のスパン数のうち8割程度ある場合は、当該「一定区間」の健全度評価をB（予防保全段階）とする。

・変状ランクに「d」以外があった場合（健全度評価A、B以外）

「一定区間」の健全度評価をC（要監視段階）とする。

・変状ランクが「d」しかない場合

「一定区間」の健全度評価をD（問題なし）とする。

(イ) 水門・陸閘等の設備の評価

設備部の健全度評価は、機器・部品レベルであり、取替・更新検討の基本単位も機器及び部品とするが、現実的に整備・取替の実施が問題となるのは、機械・装置の構成要素のうち、コスト的にも大きな主要機器であり、これらの物理的耐用限界を把握するため、○、△1～3、×に整理するものとする。

健全度の評価指標は「マニュアル 表-5.14」のとおりとする。

(ウ) 水門・陸閘等の総合的健全度評価

水門・陸閘等については、土木構造物部分の変状が設備に影響を及ぼし、止水・排水機能を低下させることから、土木構造物部分と設備部分の健全度評価から総合的健全度評価を実施する。総合的健全度評価の評価区分と、その目安は次の表のとおりとする。また、評価時、同一施設において部位毎に評価が異なる場合、各致命的部位の評価結果のうち、最も厳しい評価によって水門・陸閘等の設備としての評価を代表させる。

水門・陸閘等の総合的健全度評価の評価区分

総合的健全度評価		評価基準
A *	措置段階	機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態
B *	予防保全段階	機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態
C *	要監視段階	機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態
D *	異常なし	異常なし

水門・陸閘等の総合的健全度評価の目安

設備部分 の評価 土木構造物 部分の評価	× 措置段階	△ 1 予防保全 段階	△ 2 予防保全 計画段階	△ 3 要監視 段階	○ 異常なし
A 措置段階	A *	A *	A *	A *	A *
B 予防保全段階	A *	B *	B *	B *	B *
C 要監視段階	A *	B *	B *	C *	C *
D 異常なし	A *	B *	B *	C *	D *

(4) 長寿命化計画の策定業務

ア. 点検計画の立案

点検の頻度、時期等を検討し計画する。

巡視（パトロール）は、年数回行う。高潮等が起こりやすい時季や利用者が増加する時季等を勘案し計画する。

臨時点検は、巡視（パトロール）の点検項目を参考に行うものとして、どのような地震、津波、高潮等が発生した際に点検を行うのかを計画する。

定期点検は、5年程度で全区間の点検がカバーできるよう計画する。ただし、「重点点検箇所」については年1回程度点検するよう計画する。

管理運転点検について、一般点検設備の管理運転点検は月に1回程度で実施し、簡易点検設備の管理運転点検の実施は年に数回点検できるように計画する。

年点検について、一般点検設備の年点検は年に1回程度実施できるように計画する。一般的には、出水期（洪水期）や台風時期の前に実施すること。

ただし、施設の老朽化度、高潮等の発生状況等を踏まえ、海岸保全施設の適切な維持管理が可能な場合、専門家の意見を元に点検頻度を変更してよい。

点検に関する計画は、「マニュアル」の内容に従った上で、①点検の種類と概要②点検の対象③点検の実施時期④計画の修正及び改訂などの事項を策定する。

また、点検・健全度・修繕等に係る情報を電子化し、保存することが重要であるため「マニュアル」の付録-4「点検記録等の電子化シート」を参考に地区海岸毎に作成する。

イ. 修繕計画の立案

措置段階、予防保全段階である「一定区間」を速やかに修繕等できるよう計画する。

修繕計画については、海岸管理者の管理する海岸保全施設全体における、毎年の点検費用+修繕費用の平準化を図りながら計画する。

健全度評価がA（措置段階）又はB（予防保全段階）と評価された一定区間については、速やかに事後保全（老朽化対策）又は予防保全（修繕等）を行う。

健全度評価がC（要監視段階）又はD（異常なし）と評価された一定区間については、変状ランクに基づき、劣化予測を行って、予防保全（修繕等）を行うべき期間を設定する。

ウ. 長寿命化計画の策定

点検結果等に基づき施設情報、点検計画、修繕計画等を整理し、「マニュアル」の付録-5「長寿命化計画に記載する項目」、付録-6「長寿命化計画の作成例」を参考に、長寿命化計画の策定をする。

海岸及び海岸保全施設の概要、長寿命化計画の概要、海岸保全施設の点検結果及び将来の防護機能の評価、点検に関する計画、修繕に関する計画について、地域性を考慮しつつ、「マニュアル」を参考に、概ね地区海岸ごとにとりまとめる。

点検を効率的・効果的に行うための資料を様式化して整理する。

長寿命化計画の策定、改訂の履歴や、点検、評価の結果の記録・保存方法を様式化して整理してとりまとめ、効率的・効果的な活用と長期間の保存のため、「マニュアル」の付録-4に示す「点検記録等の電子化シート」を参考にして、電子データとして保存する。

(5) 照査および報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえた照査を行い、業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。